

宮崎日日新聞「くらしの相談」掲載記事

○ 年金請求書の金融機関証明（平成 24 年 1 月 23 日掲載）

【問い】

年金請求書の提出に当たっては年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記入し金融機関の証明印を受けることとされているが、負担軽減を図るため、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

【答え】

行政相談委員から年金請求に係る意見の提出を受けた宮崎行政評価事務所では、当該取扱いが国民年金法施行規則等で定められ、全国同一の取扱いとなっていることから、本意見を総務省行政評価局に報告しました。

行政評価局では、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明に代える取扱いとするよう関係する規定を改正し、所要の措置を講じるよう厚生労働省に対しあつせんを行いました。

その結果、平成 23 年 11 月に関係規定が改正され、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようになりました。

※ 行政相談委員は、総務大臣に対し、行政運営の改善に関する意見を述べる
ことができます。